

区報平成29年11月21日号掲載

消費者相談室から



仮想通貨の投資 ばなしにご注意を！

仮想通貨とは、インターネット上で取り引きされる通貨のような機能を持つ電子データです。利用者はインターネットを介して入手・換金することができ、銀行等に比べ手数料が大幅に安いと、今後の利用拡大が予想されます。

この仮想通貨をめぐり、投資や利殖目的で勧誘するトラブルが高齢者を中心に増加しています。

■仮想通貨を利用する際の注意点

- 仮想通貨は、価格が変動することがあります。価格が急落し、損をする可能性があります。
- 金融庁・財務局の登録を受けた資本金1,000万円以上の事業所でなければ、国内で仮想通貨交換サービスを行うことは出来ません。登録を受けたかどうかの有無は、金融庁の下記のホームページで確認してください。

金融庁「金融サービス利用者相談室」 ☎ 0570 (016) 811

<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/kasoutuka.pdf>

- 取り引きを行う場合、事業者から説明を受け、内容やリスク（価格変動、サイバーセキュリティ等）をよく理解してから行ってください。
- 仮想通貨や詐欺的なコインに関する相談が増えています。仮想通貨を利用する詐欺や悪質商法にご注意ください。

* * * * *

■（事例1）「仮想通貨は今購入すれば価値が3倍に値上がりし、販売元が仮想通貨を全て買い取る」と言われて購入したが、買い取ってもらえない。

■（事例2）A社からパンフレットが届いた後、仲介業者を名のるB社から「パンフレットが届いた人しか仮想通貨を買えない。買ってくれたら3倍以上の値段で買い取る」と言われて購入したが、買い取ってもらえない。